

# 銚子市

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 成年後見制度利用促進基本計画

計画期間:2023 年度(令和 5 年度) ~ 2027 年度(令和 9 年度)

## つながり 支え合い 共に生きる



#### 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは・・・

地域福祉計画とは、地域福祉に関わる市民、関係団体、地域コミュニティ、行政の役割を明確にし、主体的に福祉のまちづくりに参画できるよう、福祉のまちづくりの全体像を示し、互いに支え合いながら地域課題の解決に取り組むための指針と活動内容について取りまとめたものです。

社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本理念の実現に向けて、地域の住民やボランティア、各種関係機関・団体の協力を得ながら、車の両輪として共に福祉のまちづくりを図っていくものです。

2023 年（令和 5 年） 3 月

銚子市・銚子市社会福祉協議会

# 1 計画の基本理念と基本方針

## (1) 基本理念

### つながり 支え合い 共に生きる

本計画では、本市の地域共生のまちづくりをさらに推進するため、『つながり 支え合い 共に生きる』を基本理念として、自助・共助・公助の役割分担のもと、計画の推進を図るものとします。

## (2) 基本方針

地域福祉の推進を図るためには、社会福祉を目的として活動する団体だけでなく、地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティア団体・NPO 法人なども地域福祉を担う地域資源として、福祉事業者、社会福祉協議会、行政と互いに連携して、共に地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

福祉団体などの関係者と市民、行政が共に同じ思いで福祉のまちづくりに取り組むために、市民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域づくりを進めることが重要になります。

そのため、以下の5つの基本方針を設定し、これらの枠組みの中で計画を進めていき、地域福祉への取組イメージを共有しながら、着実な計画の推進を図っていきます。

### 【基本方針】

- 福祉のまちづくりの意識を高める
- 福祉の担い手を育て、支える
- 地域で共に生きる体制を整える
- 安全・安心な暮らしを守る
- 暮らしやすい生活環境をつくる



### (3) 施策体系

基本理念

基本方針

基本施策

つながり  
支え合い  
共に生きる

福祉のまちづくりの意識を高める  
《基本方針1》

- ① 地域福祉の意識づくり
- ② 交流の促進
- ③ 身近な福祉活動づくり

福祉の担い手を育て、支える  
《基本方針2》

- ① 地域福祉の担い手づくり
- ② 担い手への支援

地域で共に生きる体制を整える  
《基本方針3》

- ① 総合的な相談体制の整備
- ② 地域のネットワークづくり
- ③ 福祉サービス提供体制の整備

安全・安心な暮らしを守る  
《基本方針4》

- ① 支援体制の活用
- ② 安心して暮らせる環境整備
- ③ 支え合いの地域づくり

----- 成年後見制度の利用促進（第5章）

暮らしやすい生活環境をつくる  
《基本方針5》

- ① 地域の生活環境の整備



# 2 施策の展開

## ❖ 基本方針 1：福祉のまちづくりの意識を高める

価値観が多様化し、ライフスタイルも多様化している現代においては、同じ問題意識を持つことも難しくなっており、地域の様々な課題を『我が事』として認識できるかが鍵となります。そのためには、日頃の付き合いを疎かにすることなく、様々な人々との交流によって相互理解を深め、希薄化しているつながりを強化していく必要があります。

そのために、まず“福祉のまちをつくる”ことを目標に、共に地域をよりよいものにしていくための地域福祉の意識づくり、地域住民が互いに交流できる機会・場づくりに取り組んでいきます。



## ❖ 基本方針 2：福祉の担い手を育て、支える

地域を暮らしやすいまちにしていきたいと思う人々に対して、必要とされる知識や方法などを学ぶ機会を提供するとともに、地域福祉の推進のために必要となる専門的な人材の育成、地域活動の核となるリーダーの育成、さらにそれらの人々に対する支援などに取り組んでいきます。

## ❖ 基本方針 3：地域で共に生きる体制を整える

ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題、ダブルケアなど、これまであまり顕在化してこなかった課題が社会的な問題として浮かび上がるようになり、必要とされる支援も多様化し、それらへの対応が求められています。相談支援や福祉サービスの提供において、各分野に固定することなく、「福祉」という包括的な枠組みで捉え、総合的な情報提供や相談体制づくりを推進していきます。また、各個別計画にある事業の推進を図るとともに、必要とする方が適切にサービスを受けられる体制を整えます。



## ❖ 基本方針 4：安全・安心な暮らしを守る

誰もが安全・安心な暮らしを送るために、必要なサービスや支援が適切に受けられるよう、福祉サービスの質の向上や提供体制の充実を図ります。

また、何気ない差別や人権侵害、虐待などが日々の生活の中で見過ごされないよう、差別や虐待防止の取組や成年後見制度、日常生活自立支援事業などの制度を周知し、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられる環境づくりに努めていきます。

## ❖ 基本方針 5：暮らしやすい生活環境をつくる



街に出て、気軽に様々な人々との交流や活動に参加するためには、ユニバーサルデザインの考えのもと整備された環境が望まれます。高齢者や障害者等の社会参加は地域の福祉力を向上させるだけでなく、本人の健康づくりにも役立つため、民間施設への啓発も含めたバリアフリーの推進を図っていきます。

# 3 計画の役割と位置づけ

## (1) 地域福祉の考え方

「地域福祉」とは、地域社会の中ですべての人々が安全に安心して暮らせるよう、地域住民、福祉団体等の関係者や公的機関が協力して、地域の福祉課題を解決していく取組の総称です。高齢、障害、子どもなど特定の分野にこだわることなく、地域で暮らすあらゆる人々の地域生活を網羅し、誰もが住みやすい地域づくりを目指します。

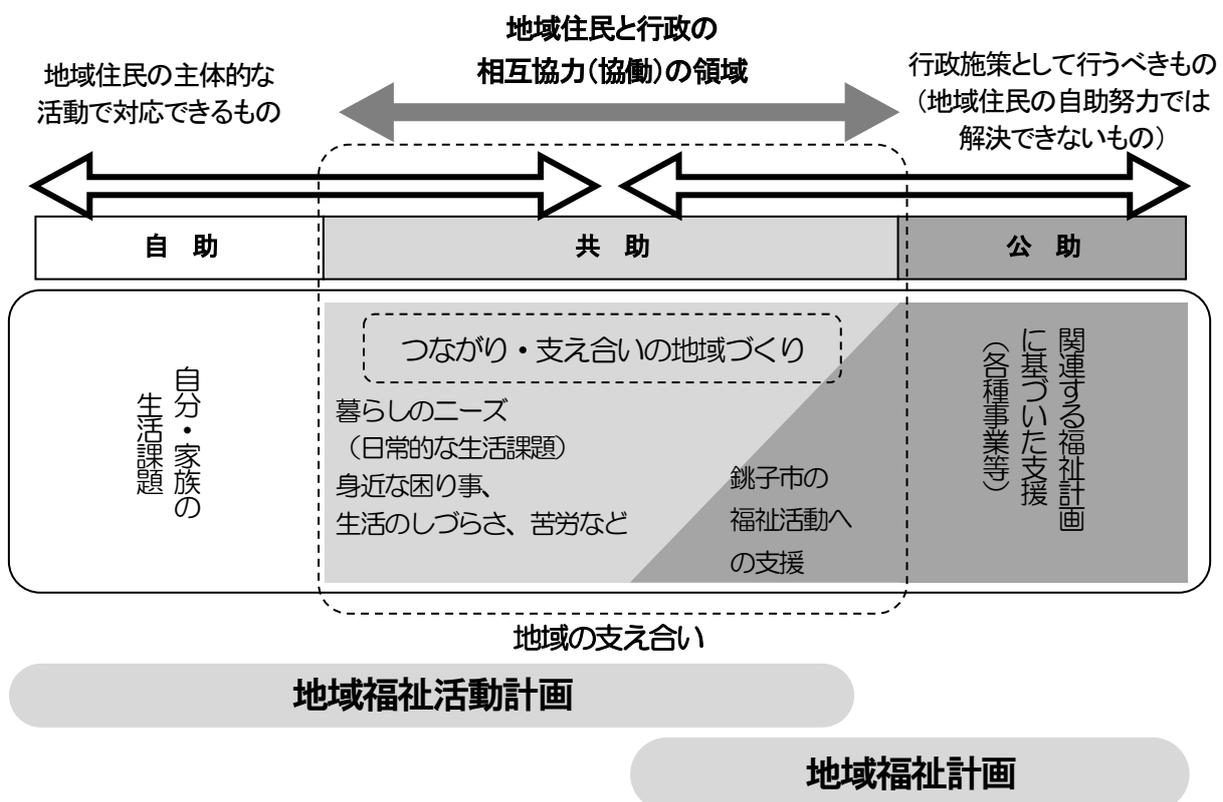


多様化、複雑化、複合化する福祉課題に柔軟に対応できるように取り組んでいくためには、市だけではなく、市の活動に市民が協力したり、市民一人ひとりの取組に市が積極的に支援したりすることで、市民、行政、関係団体が互いに協力し合う共生社会と地域福祉の実現を目指します。

## (2) 市全体での取組

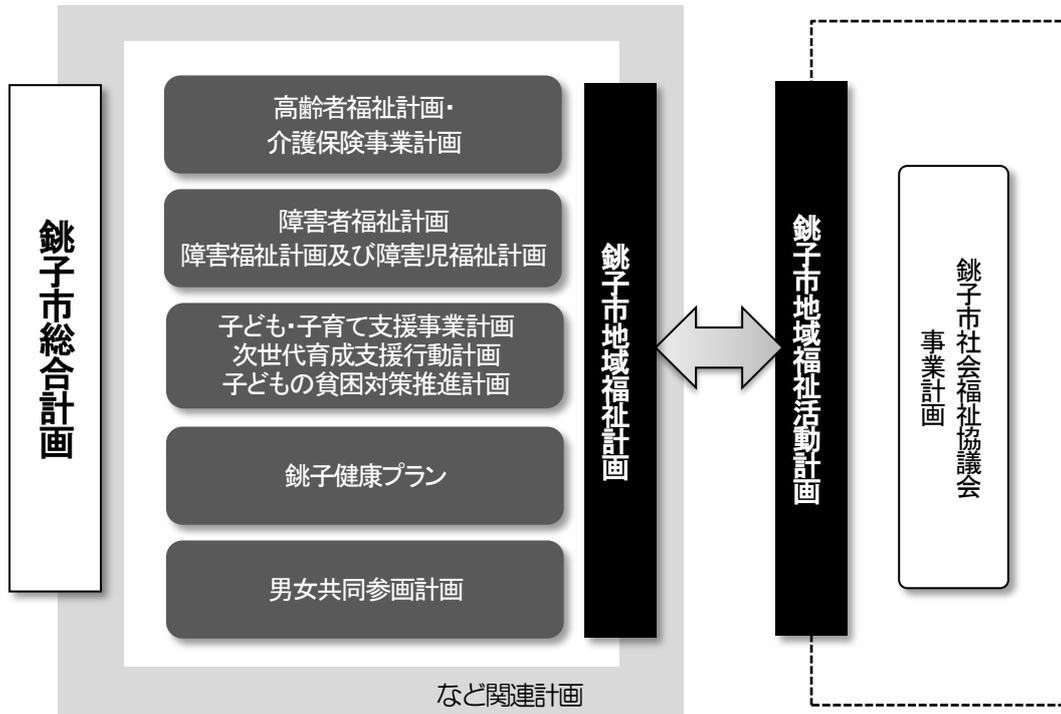
地域福祉の推進にあたっては、「自助（自ら地域の課題解決に向けて行動する市民の取組）」、「共助（個人や地域の関係団体等による相互の助け合いの取組）」、「公助（住民や関係団体等の活動が行いやすい環境を整備する行政の取組）」を認識し、これらを個々の地域課題に対して適宜組み合わせることで、複雑化・複合化する地域の福祉課題に対応できる地域福祉の推進を目指していきます。

### ■「自助」「共助」「公助」のイメージ



### (3) 計画の位置づけ

銚子市地域福祉計画は「銚子市総合計画」を最上位計画としながら、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画（障害福祉計画・障害児福祉計画）、子ども・子育て支援事業計画など関連計画との整合を図り、福祉関連計画の上位計画として位置づけられるものです。



### (4) 計画の期間

本計画の期間は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間です。ただし、社会情勢や制度の見直しなど状況に変化が生じた場合には、計画期間中においても必要な見直しを行います。

#### 【計画の期間】

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		地域福祉計画・地域福祉活動計画						
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第8期	第9期					
障害者福祉計画		障害者福祉計画	次期障害者福祉計画（6年間）					
障害福祉計画		第6期	第7期					
障害児福祉計画		第2期	第3期					
子ども・ 子育て支援事業計画		第2期		第3期（5年間）				
健康増進・食育推進・ 自殺対策計画		銚子健康プラン						
男女共同参画計画		第3次	第4次					

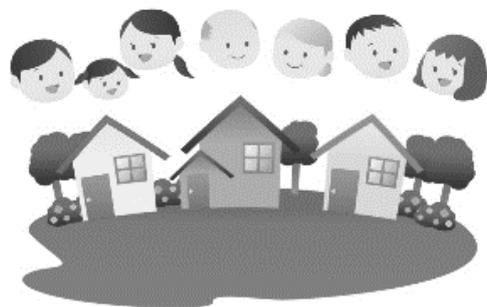
# 4 計画の推進体制

## ■計画の周知及び利用促進

多くの方に本計画を知っていただき、地域福祉を推進していく関係者が同じ道筋を見据えながら取り組んでいくことで、効果的・効率的な展開が可能となります。

計画の周知だけでなく、様々なサービスについての周知も重要です。福祉関連の各分野別の計画では様々なサービスが展開されており、福祉サービスの利用によって負担の軽減や生活の支援につなげるためにも、計画の内容やサービスの周知も重要な課題となります。

福祉活動に携わる人々を増やし、市民と共に福祉のまちづくりを達成するためにも、本計画の周知と各分野の活動及びサービス内容の情報提供を積極的に展開していきます。

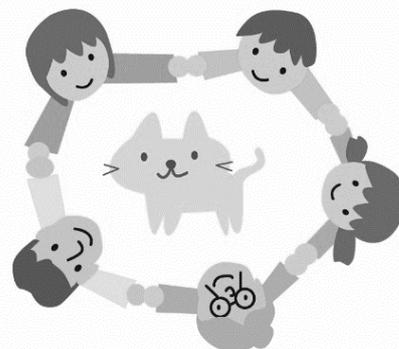


## ■計画の推進体制

本計画の広報や福祉の啓発、取組の進捗管理に関しては担当課が中心となり、庁内関係各課との横の連携を密に行い、地域福祉推進幹事会において庁内連携の一層の強化を意識し、取り組んでいきます。

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に取り組み、今後も、市と社会福祉協議会が一層連携を深め、地域で支え合うまちづくりに共に取り組んでいきます。

また、市民や各種団体、サービス提供事業者の理解を得ながら福祉の輪を広げ、様々な人々と組織が協働しながら福祉のまちづくりを推進していくことができる環境を目指していきます。



## ■計画の実施状況の点検・評価

本計画を着実に進めていくためには、節目において計画の進捗状況を点検・評価し、計画の進行を管理していくことが必要となります。そのため、地域福祉推進協議会において地域福祉計画の進捗評価を行い、定期的に本計画の進行管理を行います。

同会議では、本計画の取組状況を把握し、PDCA サイクル（計画－実施－評価－改善）による効率的な施策の進行管理を行い、課題を共有・検討しながら改善を目指していきます。



# 5 成年後見制度の利用促進 (銚子市成年後見制度利用促進基本計画)

## (1) 基本方針

- ① 成年後見制度の周知・啓発
- ② 利用しやすい成年後見制度の運用
- ③ 地域連携ネットワークの構築
- ④ 中核機関の設置に向けた検討



## (2) 今後の取組

前述の4つの基本方針に添って、次の取組を推進します。

基本方針	取組内容
(1) 成年後見制度の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センター（基幹型・委託型）・基幹相談支援センターや関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進に向けた周知・啓発を行います。</li> <li>○権利擁護に関する相談に対応します。</li> </ul>
(2) 利用しやすい成年後見制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○单身や親族関係の事情など様々な理由により手続きを進められない場合は、家庭裁判所に後見開始の審判等を市長が申立てるなどの支援を行います。</li> <li>○市長申立てにおいては、後見人等への報酬の負担が困難な方への助成を行います。</li> <li>○社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を図ります。</li> </ul>
(3) 地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣市や一般社団法人東総権利擁護ネットワーク、社会福祉協議会など関係機関が協力して、権利擁護に関わる支援や制度の利用促進に取り組みます。</li> </ul>
(4) 中核機関の設置に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機関の設置について、その設置方法（直営か委託か）（本市単独の設置か、近隣市との連携か）などの検討を進めます。</li> </ul>

### 銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画 成年後見制度利用促進基本計画 概要版

発行 銚子市  
発行日 2023年（令和5年）3月

編集 銚子市社会福祉課  
〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1

銚子市社会福祉協議会  
〒288-0047 千葉県銚子市若宮町 4-8  
銚子市保健福祉センター内

TEL：0479-24-8195 FAX：0479-25-0277

TEL：0479-24-8189 FAX：0479-24-8139